

## 業務委託の最低制限価格等の算定式改定について

## 1 改定の理由

業務の品質確保及びダンピング対策のため、最低制限価格等の算定式については国の改定を踏まえ県でも順次見直しを行ってきました。

今般、国において令和6年4月1日に改定が行われたことを受け、従前と同様、県においても算定式の改定を行います。

## 2 改定の内容

○算定式における諸経費等に乗じる係数を以下のとおり引き上げます。

## 【測量】

諸経費：0.53 → 0.55 (+0.02)

## 【設計（土木）】

一般管理費：0.47 → 0.49 (+0.02)

## 【地質調査】

諸経費：0.48 → 0.50 (+0.02)

➡ これにより、今回の引き上げによる最低制限価格等の平均水準の変動幅は国と同程度となります。

例えば、1千万円の土木設計業務委託の場合、最低制限価格が約7万円程度、予定価格に対する最低制限価格の割合が0.7%上昇します。

## 3 適用年月日

○ 令和6年10月1日以降に起工する案件に適用